平成 24 年２月 20 日

各　　位

会 社 名　　株式会社ＭｏｎｏｔａＲＯ
代表者名　　代表執行役社長　瀬戸　欣哉
（コード番号：3064　東証一部）
問合せ先　　執行役管理部長　田中　秀和
電話番号　　（０６）４８６９－７１１１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年２月 20 日開催の取締役会において、平成 24 年３月 22 日開催予定の第 12 期定時株主総会に「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化をはかるため、現行定款第２条（目的）について所要の変更を行うものであります。

(2) 業務執行の決定機能と執行役等の職務執行の監督機能の強化に備えるため、現行定款第 18 条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を７名以内から 10 名以内に変更するものであります。

(3) 業務執行の強化に備えるため、現行定款第 32 条（執行役の員数）に定める執行役の員数の上限を５名以内から７名以内に変更するものであります。

(4) 代表執行役を複数名選定することができることを明確化するため、現行定款第 35 条（代表執行役及び役付執行役）について所要の変更を行うものであります。

(5) 上記のほか、現行定款を全面的に見直し、字句の追加及び修正を行うとともに、不要規定の削除を行うものであります。（現行定款第８条、第 27 条、第 30 条、第 36 条、第 40 条及び附則第１条）

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年３月22日（木）
定款変更の効力発生日	平成24年３月22日（木）

（別　紙）

（下線部分は変更箇所を示しております）

現　行　定　款	変　更　案
第２条（目　的） 　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1．工場用副資材の販売 2．インターネット上でのビジネスに関連するソフトウエア並びに技術の開発及びマーケティング 3．工場用副資材のマーケティングの企画及び実施 4．前各号に付帯または関連する一切の業務	第２条（目　的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1．産業用資材の企画、開発及び販売 2．（現行どおり） 3．産業用資材のマーケティングの企画及び実施 4．（現行どおり）
第３条～第７条（条文省略）	第３条～第７条（現行どおり）
第８条（株主名簿管理人） ①当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、執行役社長がこれを選定し公告する。	第８条（株主名簿管理人） ①(現行どおり) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、代表執行役社長がこれを選定し公告する。
第９条～第17条（条文省略）	第９条～第17条（現行どおり）
第18条（取締役の員数） ①当会社の取締役は、７名以内とする。 ②前項の取締役のうち２名以上は、社外取締役(会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ)とする。	第18条（取締役の員数） ①当会社の取締役は、10名以内とする。 ②(現行どおり)
第19条～第26条（条文省略）	第19条～第26条（現行どおり）
第27条（取締役の責任免除） ①当会社は、取締役会の決議によって、社外取締役(社外取締役であったものを含む)の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任について同法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度する契約を締結することができる。	第27条（取締役の責任免除） ①(現行どおり) ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任について同法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。
第28条～第29条（条文省略）	第28条～第29条（現行どおり）
第30条（選任） ①各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。 ②各委員会は、取締役３名以上で構成し、その過半数は社外取締役であって当会社の執行役でない者でなければならない。	第30条（委員の選任） ①(現行どおり) ②(現行どおり)

現　行　定　款	変　更　案
第31条（条文省略）	第31条（現行どおり）
第32条（執行役の員数） 当会社の執行役は５名以内とする。	第32条（執行役の員数） 当会社の執行役は７名以内とする。
第33条～第34条（条文省略）	第33条～第34条（現行どおり）
第35条（代表執行役及び役付執行役） ①当会社は、取締役会の決議により、代表執行役を選任する。 ②取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役社長１名を選任し、必要に応じて執行役会長、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役各若干名を選任することができる。	第35条（代表執行役及び役付執行役） ①当会社は、取締役会の決議により、代表執行役を選定する。 ②取締役会の決議により、執行役の中から執行役社長１名を選任し、必要に応じて執行役会長、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役各若干名を選任することができる。
第36条（執行役規程） 執行役に関する事項は、法令または本約款に定めるほか、取締役会で定める執行役規程による。	第36条（執行役規程） 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、取締役会で定める執行役規程による。
第37条～第39条（条文省略）	第37条～第39条（現行どおり）
第40条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。	第40条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表執行役社長が監査委員会の同意を得て定める。
第41条～第43条（条文省略）	第41条～第43条（現行どおり）
附則 第１条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（削　除）

以　上